

3 出願資格

次のいずれかに該当する者で、令和5年度大学入学共通テストにおいて、本学が各募集区分で指定した教科・科目（19～23頁「入学者選抜の実施教科・科目等について」を参照）を受験した者。

なお、大学入学共通テストの外国語で英語を受験している場合は、必ずリスニングテストを受験していること。（リスニングテスト免除者は除く。なお、外国語の配点については27頁参照）

- (1) 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）を卒業した者及び令和5年3月卒業見込みの者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び令和5年3月修了見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同程度の学力があると認められる者及び令和5年3月31日までにこれに該当する見込みの者（次のア～カのいずれかに該当する者）
 - ア 外国において学校教育における12年の課程を修了した者及び令和5年3月31日までに修了見込みの者又はこれらに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
 - イ 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者及び令和5年3月31日までに修了見込みの者
 - ウ 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - エ 文部科学大臣の指定した者
 - オ 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年度文部科学省令第1号）により文部科学大臣が行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者及び令和5年3月31日までに合格見込みの者（大学入学資格検定に合格した者を含む）
 - カ 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、令和5年3月31日までに18歳に達するもの

※ 上記出願資格（3）カにより出願を希望する者は、事前に個別の入学資格審査を行いますので、必ず入試課（072-978-3324）へ問い合わせの上、次の期間内に個別の入学資格審査申請を行ってください。

・第1回目 令和4年8月 1日（月）～令和4年8月19日（金） [受付終了]

※ただし、土日祝日及び15～17日を除く。

・第2回目 令和5年1月16日（月）～令和5年1月19日（木）

なお、審査結果は第1回目については、令和4年9月12日（月）、第2回目については、令和5年1月24日（火）頃に本人宛に通知します。

4 他の国公立大学・学部との併願及び本学内での併願について

ア 本学は、分離分割方式「前期日程、後期日程」で個別学力検査等を行います。

イ 本学の「前期日程」に出願する者は、本学の「後期日程」若しくは他の国公立大学・学部（※独自日程で入学者選抜を行う公立大学・学部を除く。以下同じ。）の「後期日程」に併願することができます。また、本学の「後期日程」に出願する者は、本学の「前期日程」若しくは他の国公立大学・学部の「前期日程」に併願することができます。

※公立大学協会ウェブサイト（<https://www.kodaikyo.org/>）参照

ウ 本学の「前期日程」に出願する者は、他の国公立大学・学部の「前期日程」に出願することはできません。また、本学の「後期日程」に出願する者は、他の国公立大学・学部の「後期日程」に出願することはできません。

エ 「前期日程」の入学手続完了者は、本学の「後期日程」の個別学力検査等を受験していても、合格者とはなりません。

オ 国公立大学の学校推薦型選抜合格者は、当該大学・学部の定める学校推薦型選抜辞退手続により入学の辞退を許可された場合を除いて、本学の個別学力検査等を受験していても、入学許可は得られません。